

三重県公報

号 外
昭和37年4月1日
日 曜 日

目 次

条 例

- 三重県立志摩准看護学院授業料徴収条例 (庶務課) 1
- 三重県林木種子貯蔵手数料条例 (林務課) 2
- 三重県立大学病理組織検査手数料条例 (庶務課) 3
- 県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例 (人事課) 4
- 三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例 (同) 11
- 三重県営造物条例の一部を改正する条例 (庶務課) 14
- 三重県衛生研究所手数料条例の一部を改正する条例 (医務課) 16
- 三重県結核診査協議会条例の一部を改正する条例 (予防課) 17
- 三重県立大学医学部附属病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (庶務課) 17
- 三重県部落対策委員会条例の一部を改正する条例 (厚生課) 18
- 三重県農林漁業基本対策審議会設置条例の一部を改正する条例 (農林計画課) 18
- 三重県文化会館使用料条例 (文化会館開設準備室) 19
- 三重県労働会館使用料条例 (労政課) 23
- 三重県スポーツ振興審議会条例 (教育委員会事務局体育厚生課) 25
- 公立学校職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例 (教育委員会事務局教職員課) 26

規 則

- 三重県立大学病理組織検査手数料条例施行規則 (庶務課) 27

条 例

●三重県条例第十九号

三重県立志摩准看護学院授業料徴収条例をここに公布する。

昭和三十一年四月一日

三重県知事 田 中 覚

三重県立志摩看護学院授業料徴収条例

(目的)

第一条 この条例は、三重県立志摩看護学院の授業料の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(授業料の額及び徴収方法等)

第二条 授業料は、一箇月三百円とする。

2 前項に定める授業料については、毎月五日までに規則で定める方法により徴収する。

(委任)

第三条 この条例に定めるものを除くほか、徴収手続について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●三重県条例第二十号

三重県林木種子貯蔵手数料条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 覚

三重県林木種子貯蔵手数料条例

(趣旨)

第一条 県有林木種子貯蔵庫に林木種子の貯蔵を依頼する者に対する手数料の徴収については、この条例の定めるところによる。

(林木種子の定義)

第二条 林木種子とは、次の各号に掲げる樹種のたねをいう。

- 一 す き
- 二 ひ の き
- 三 あ か ま つ
- 四 く ろ ま つ

(手数料の額)

第三条 手数料の額は、別表のとおりとする。

(手数料の徴収の時期及び方法)

第四条 前条に規定する手数料は、林木種子の出庫時に、規則の定めるところにより徴収する。ただし、二箇年度以上にわたつて貯蔵するときは、毎年度末までに、当該年度分を徴収する。

(賠償の責)

第五条 天災その他不可抗力の事故によつて生じた損害については、県は賠償の責を負わない。

(施行に関する必要な事項)

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別 表

林木種子貯蔵手数料

樹 種	一キログラム 当り一箇月	備 考
す き	四 円	月の途中で出入庫する場合は、その月の日数により日割計算する。
ひ の き	五 円	
あ か ま つ	三 円	

●三重県条例第二十一号

三重県立大学病理組織検査手数料条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 覚

三重県立大学病理組織検査手数料条例

(目的)

第一条 この条例は、三重県立大学以外の診療機関等から依頼された病理組織の検査手数料(以下「検査手数料」という。)の徴収について、必要な事項を定めることを目的とする。

(手数料の額)

第二条 検査手数料は、次のとおりとする。

区 分	金 額	備 考
組織片によるもの	一件 四〇〇円	組織片三箇までは四〇〇円とし、組織片一箇を増すごとに一〇〇円を加算する。
作成された標本によるもの	一件 一〇〇円	

(手数料の徴収)

第三条 検査手数料は、そのつど規則で定める方法により徴収する。

2 検査手数料は、いかなる理由あるも、これを滞付しない。

(委任)

第四条 この条例に定めるものを除くほか検査について必要な事項は、規則で定める。

(附 則)

この条例は、公布の日から施行する。

●三重県条例第二十二号

県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十三年四月一日

三重県知事 田 中 寛

県吏員職員退職諸給与支給条例等の一部を改正する条例

(県吏員職員退職諸給与支給条例の一部改正)

第一条 県吏員職員退職諸給与支給条例(昭和九年三重県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「普通退職料、」の下に「通算退職料、」を加え、「扶助料及一時扶助料」を「返還給与金、扶助料、一時扶助料及死亡給与金」に改める。

第四条中「普通退職料、」の下に「通算退職料、」を加え、「及一時扶助料」を「返還給与金、一時扶助料及死亡給与金」に改める。

第十条第一項中「年金たる退職諸給与」の下に「(第二号又は第三号の場合ニ於テハ通算退職料ヲ除ク)」を加え、同条第二項中「其ノ権利」を「年金タル退職諸給与(通算退職料ヲ除ク)ヲ受ケルノ権利」に改める。

第十九条第二項中「但シ」の下に「通算退職料、」を、「前二」の下に「通算退職料又ハ」を加える。

第三十六條の次に次の一条を加える。

第三十六條ノ二 県吏員職員が在職年三年以上十七年未満ニシテ退職シ次ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ之ニ通算退職料ヲ給ス

一 通算対象期間ヲ合算シタ期間又ハ通算対象期間ト国民年金ノ保険料免除期間ヲ合算シタ期間ガ二十五年以上デアルトキ

二 国民年金以外ノ公的年金制度ニ依ル通算対象期間ヲ合算シタ期間ガ二十年以上デアルトキ

三 他ノ公的年金制度ニ依ル通算対象期間ガ当該制度ニ於テ定メタ老齢、退職年金給付ノ受給資格要件タル期間ニ相当スル期間以上デアルトキ

四 他ノ制度ニ依ル老齢、退職年金ノ給付ヲ受ケルコトガデキルトキ

通算退職料ノ年額ハ次ノ各号ニ掲ゲル金額ノ合計額ヲ二百四十デ除シ、之ニ前項ノ退職ニ依ル退職給与金ノ基礎トナツタ在職年ノ月数ヲ乗シテ得

タ額トス

一 二万四千円

二 退職当時ノ俸給月額ノ千分ノ六ニ相当スル額ニ二百四十ヲ乗シタ額

前項ノ場合ニ於テソノ者ニ係ル第四十一条第二項第一号ニ掲ゲル金額(以下ロノ項ニ於テ「控除額」ト謂フ)ガ同項第一号ニ掲ゲル金額ヲコニルトキハ通算退職料ノ年額ハ前項ノ規定ニ拘ラズ同条第二項第一号ニ掲ゲル金額ヲ控除額テ除シテ得タ割合ヲ前項ノ例ニ依リ算定シタ額ニ乗シテ得タ額トス

前二項ノ場合ニ於テ第一項ノ規定ニ該当スル退職ガ一回以上アルトキハ通算退職料ノ年額ハ之等ノ退職ニツイテソノ前二項ノ規定ニヨリ算定シタ額ノ合算額トス

通算退職料ハ通算退職料ヲ受ケル権利ヲ有スル者ガ六十歳ニ達スル迄ハ其ノ支給ヲ停止ス

第三十二条ノ規定ハ通算退職料ニ付テ準用ス

第四十一条第一項中「退職給与金ハ之ヲ給セス」を「退職給与金及第二項ノ規定ニ依リ計算シタ金額ガナイトキハ之ヲ給セス」に改める。

第四十一条第二項中「退職当時ノ俸給月額ニ相当スル金額ニ在職年ノ年数ヲ乗シタル」を「第一号ニ掲ゲル金額カラ第二号ニ掲ゲル金額ヲ控除シタル」に改め、同項に次の二号を加える。

一 退職当時ノ俸給月額ニ相当スル金額ニ在職年ノ年数ヲ乗シテ得タ金額

二 第三十六條ノ二第二項ニ定メル通算退職料ノ額ニ退職ノ日ニ於ケル年齢ニ応ジ別表第五号表ニ定メタ率ヲ乗シタル金額

第四十一条に次の二項を加える。

六十歳ニ達シタ後ニ第一項ノ規定ニ該当スル退職ヲシタ者ガ第三十六條ノ二第一項各号ノ一ニ該当シナイ場合ニ於テ退職ノ日カラ六十日以内ニ退職給与金ノ額ノ計算上第二項第二号ニ掲ゲル金額ノ控除ヲ受ケナイコトヲ希望スル旨ヲ知事ニ申シ出タトキハ第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ第二項第一号ニ掲ゲル金額ヲ退職給与金トシテ給ス

前項ノ規定ニ依ル退職給与金ノ支給ヲ受ケタ者ノ当該退職給与金ノ基礎トナツタ在職年ハ第三十六條ノ二第二項ニ規定スル在職年ニ該当シナイモノトス

第四十一条の次に次の二条を加える。

第四十一条ノ二 前条第二項(第五項及次条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ退職給与金ノ支給ヲ受ケタ者(前条第一項但書中前条第二項ノ規定ノ適用ヲ受ケタ者ヲ含ム)ガ、再び県吏員職員トナリ退職シタ場合ニ於テ、普通退職料又ハ増加退職料ヲ受ケル権利ヲ有スル者トナツタトキハ、返還給与金ヲ給ス

返還給与金ノ金額ハ其ノ退職シタ者ニ係ル前条第二項第二号ニ掲ゲル金額

(其ノ額ガ同項第一号ニ掲ゲル金額ヲコエルトキハ同号ニ掲ゲル金額以下次条第一項及第五十二條ノ二第二項ニ於テ同シ)ニ其ノ者ガ前ニ退職シタ日ノ属スル月ノ翌月カラ後ニ退職シタ日(退職ノ後ニ増加退還料ヲ受ケル権利ヲ有スルコトトナツタ者ニツイテハ其ノナツタ日)ノ属スル月ノ前月マデノ期間ニ応ズル利子ニ相当スル金額ヲ加ヘタ金額トス

前項ニ規定スル利子ノ複利計算ノ方法ニ依ルモノトシ其ノ利率ハ年五分五厘トス

第三十六條ノ二第四項ノ規定ハ前条第二項ノ退職給与金ノ支給ニ係ル退職ガ一回以上アル者ノ返還給与金ノ額ニ付テ準用ス

前条第五項ノ規定ハ第一項ノ返還給与金ノ支給ヲ受ケタ者ニ付テ準用ス

第四十一條ノ三 第四十一條第二項ノ退職給与金ノ支給ヲ受ケタ者ガ退職シタ後ニ六十歳ニ達シタ場合又ハ六十歳ニ達シタ後ニ退職シタ場合(以下等ノ場合ニ於テ其ノ者ガ普通退還料、通算退還料又ハ増加退還料ヲ受ケル権利ヲ有スル者トナツタ者ヲ除ク)ニ於テ六十歳ニ達シタ日(六十歳ニ達シタ後ニ退職シタ者ニ付テハ当該退職ノ日)カラ六十日以内ニ同項第二号ニ掲ゲル金額ニ相当スル金額ノ支給ヲ受ケルコトヲ希望スル旨ヲ知事ニ申出タトキハ其ノ者ニ返還給与金ヲ給ス

前条第二項カラ第五項迄ノ規定ハ前項ノ返還給与金ニ付テ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第二項中「後ニ退職シタ日(退職ノ後ニ増加退還料ヲ受ケル権利ヲ有スルコトトナツタ者ニツイテハ其ノナツタ日)」トアルハ「六十歳ニ達シタ日又ハ後ニ退職シタ日」ト読替ヘルモノトス

第五十二條ノ次に次の一条を加える。

第五十二條ノ二 第四十一條第二項ノ退職給与金ノ支給ヲ受ケタ者ガ通算退還料又ハ返還給与金ノ支給ヲ受ケルコトナク死亡シタトキハ其ノ者ノ遺族ニ死亡給与金ヲ給ス

死亡給与金ノ金額ハ其ノ死亡シタ者ニ係ル第四十一條第二項第二号ニ掲ゲル金額(其ノ額ガ同項第一号ニ掲ゲル金額ヲコエルトキハ当該金額)ニ其ノ者ガ退職シタ日ノ属スル月ノ翌月カラ其ノ死亡シタ日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間ニ応ズル利子ニ相当スル金額ヲ加ヘタ金額トス

第四十一條ノ二第三項及第四項ノ規定ハ死亡給与金ノ額ニ付テ準用ス

第四十三條中遺族ノ順位ニ関スル規定、第四十三條ノ二及第四十四條ノ規定ハ第一項ノ死亡給与金ヲ支給スル場合ニ付テソレソレ準用ス

第六十五條を第六十七條とし、第六十四條ノ次に次の二條を加える。

第六十五條 通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令(昭和三十六年政令第三百八十九号。以下「通算年金に関する政令」ト謂フ)第四条ニ規定スル者ガ同政令第五条ニ定メル金額ヲ一時恩給ノ支給ヲ受ケ

タ後六十日以内ニ知事ニ納付シタモノ又ハ其ノ遺族ハ第四十一條第二項ニ規定スル退職給与金ヲ受ケタ者又ハ其ノ遺族ト看做シ此ノ条例中県吏員職員ニ対スル通算退還料、返還給与金及死亡給与金ニ関スル規定ヲ適用ス此ノ場合ニ於テ第四十一條ノ二第二項中「前ニ退職シタ日」トアリ、又ハ第五十二條ノ二第二項中「退職シタ日」トアルハ「通算年金ニ関する政令第五条ニ定メル金額ヲ知事ニ納付シタ日」トス

第六十六條 通算退還料ニ関シテハ此ノ条例ニ依ルノ外通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)ノ定メルトコロニ依ル
別表第四号表の次に次の表を加える。

第五号表

退職の日における年齢	率
一八歳未満	〇・九一
一八歳以上二三歳未満	一・二三
二三歳以上二八歳未満	一・四八
二八歳以上三三歳未満	一・九四
三三歳以上三八歳未満	二・五三
三八歳以上四三歳未満	三・三一
四三歳以上四八歳未満	四・三一
四八歳以上五三歳未満	五・六五
五三歳以上五八歳未満	七・三六
五八歳以上六三歳未満	八・九二
六三歳以上六八歳未満	七・八一
六八歳以上七三歳未満	六・四四
七三歳以上	四・九七

(県吏員職員退職給与支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 県吏員職員退職給与支給条例の一部を改正する条例(昭和三十一年三重県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則第六項の次に次の八項を加える。

7 旧国民医療法(昭和十七年法律第七十号)に規定する日本医療団(以下「医療団」といふ。)の職員のうち次の各号に掲げる職員(以下「医療団職員」といふ。)であつた者で医療団の業務の三重県への引き継ぎに伴い、県吏員職員となつたものに係る普通退還料の基礎となるべき県吏員と

しての在職年の計算については、医療団職員となる前の県吏員職員としての在職年が普通退還料についての最短年限に達している者の場合を除き、医療団職員となつた月（県吏員職員を退職した月に医療団職員となつた場合においては、その翌月）から県吏員職員となつた月の前月までの年月数を加えたものによる。ただし、その年月数を県吏員職員としての在職年に加えたものが普通退還料についての最短年限をこえることとなる場合においては、当該最短年限をこえる年月数については、この限りでない。

一 旧日本医療団職制による参事、技師、副参事、書記又は技手である職員

二 旧日本医療団医療施設職制による施設の長又は医員、歯科医員、薬剤師、薬剤員、技手、看護婦長、助産婦長、保健婦長、事務長、主事若しくは書記である職員

8 県吏員職員としての在職年が普通退還料についての最短年限に達していない県吏員職員で前項の規定の適用によりその在職年が当該最短年限に達することとなるもののうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から普通退還料を受ける権利又は扶助料を受ける権利若しくは資格を取得するものとする。

9 前項の規定は、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号）附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当するものについては、適用しない。

10 前二項の規定により普通退還料又は扶助料を受ける権利を取得した者の普通退還料又は扶助料の支給は、昭和三十六年十月から始めるものとする。ただし、県吏員職員を退職した時（退職したものとみなされた時を含む。）に当該普通退還料を受ける権利を取得したものとしたならば、県吏員職員退職諸給与支給条例以外の法令によりその権利が消滅すべきであつた者又はその遺族については、当該普通退還料又はこれに基づく扶助料の支給は、行わないものとする。

11 前四項の規定により新たに普通退還料又は扶助料の支給を受けることとなる者が、県吏員職員としての在職年（医療団職員となる前の県吏員職員としての在職年を除く。）に基づく退職給与金又は一時扶助料金を受けた者である場合においては、当該普通退還料又は扶助料の年額は、普通退還料については当該退職給与金の額の十五分の一に相当する金額、扶助料については退職給与金又は一時扶助料金の額の三十分の一に相当する金額をそれぞれその年額から控除した額とする。

12 外国政府の官吏又は待遇官吏（以下「外国政府職員」という。）として在職したことのある県吏員職員で次の各号の一に該当するものの普通退還

料の基礎となるべき県吏員職員としての在職年の計算については、それぞれ当該各号に掲げる外国政府職員としての在職年月数を加えたものによる。ただし、外国政府職員となる前の県吏員職員としての在職年が普通退還料についての最短年限に達している者の場合は、この限りでない。

一 外国政府職員となる前の県吏員職員を退職し、外国政府職員として引き続き昭和二十年八月八日まで在職し、再び県吏員職員となつた者 当該外国政府職員としての在職年月数

二 外国政府職員として昭和二十年八月八日まで在職し、県吏員職員となつた者（前号に該当する者を除く。） 当該外国政府職員としての在職年月数（その年月数を県吏員職員としての在職年に加えたものが普通退還料についての最短年限をこえることとなる場合におけるそのこえる年月数を除く。）

13 附則第八項及び第十項の規定は、前項の規定の適用により支給すべき普通退還料又は扶助料について準用する。

14 附則第九項の規定は、前項において準用する附則第八項の場合に準用し、附則第十一項の規定は、前二項の規定により支給すべき普通退還料又は扶助料の年額について準用する。この場合において、附則第十一項中「（医療団職員となる前の県吏員職員としての在職年を除く。）」とあるのは「（外国政府職員となる前の県吏員職員としての在職年を除く。）」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、第一条の改正規定は昭和三十六年四月一日から、第二条の改正規定は昭和三十六年十月一日からそれぞれ適用する。

（通算退還料の支給に関する経過措置）

第二条 改正後の県吏員職員退職諸給与支給条例第三十六条ノ二の規定による通算退還料は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の退職に係る退職給与金の基礎となつた在職年に基づいては、支給しない。ただし、昭和三十六年四月一日から施行の日の前日までの間における退職につき改正前の県吏員職員退職諸給与支給条例第四十一条の規定による退職給与金の支給を受けた者で、施行日から六十日以内に、その者に係る改正後の県吏員職員退職諸給与支給条例第四十一条第二項第二号に掲げる金額（その額が同項第一号に掲げる金額をこえるときは、同号に掲げる金額）に相当する金額（以下附則第六条第二項において「控除額相当額」という。）を知事に返還したものの当該退職給与金の基礎となつた在職年については、この限りでない。

第三條 次の表の上欄に掲げる者で昭和三十六年四月一日以後の通算対象期間を合算した期間又は同日以後の通算対象期間と国民年金の保険料免除期間とを合算した期間が、それぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の県吏員職員退職給付支給条例第三十六条ノ二の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。

大正五年四月一日以前に生まれた者	十 年
大正五年四月一日から五年四月一日までの間に生まれた者	十一年
大正六年四月一日から六年四月一日までの間に生まれた者	十二年
大正七年四月一日から七年四月一日までの間に生まれた者	十三年
大正八年四月一日から八年四月一日までの間に生まれた者	十四年
大正九年四月一日から九年四月一日までの間に生まれた者	十五年
大正十年四月一日から十年四月一日までの間に生まれた者	十六年
大正十一年四月一日から十一年四月一日までの間に生まれた者	十七年
大正十二年四月一日から十二年四月一日までの間に生まれた者	十八年
大正十三年四月一日から十三年四月一日までの間に生まれた者	十九年
大正十四年四月一日から十四年四月一日までの間に生まれた者	二十年
大正十五年四月一日から十五年四月一日までの間に生まれた者	二十一年
大正十六年四月一日から十六年四月一日までの間に生まれた者	二十二年
大正十七年四月一日から十七年四月一日までの間に生まれた者	二十三年
大正十八年四月一日から十八年四月一日までの間に生まれた者	二十四年

2 通算年金通則法第六條第二項本文に規定する期間以上である一の通算対象期間が昭和三十六年四月一日の前後にまたがる場合において、前項の規定により当該通算対象期間のうちの同日以後の部分と他の通算対象期間又は国民年金の保険料免除期間とを合算するときは、当該通算対象期間のうちの同日以後の部分が同条第二項本文に規定する期間に満たない場合においても、これを算入するものとする。

3 第一項の表（大正十一年四月二日以後に生まれた者に係る部分を除く。）の上欄に掲げる者で、昭和三十六年四月一日以後の県吏員職員としての在職年がそれぞれ同表の下欄に掲げる期間以上であるものは、改正後の県吏員職員退職給付支給条例第三十六条ノ二の規定の適用については、同条第一項第一号に該当するものとみなす。

第四條 改正後の県吏員職員退職給付支給条例第四十一条の規定は、施行日

以後の退職に係る退職給与金について適用し、同日前の退職に係る退職給与金については、なお従前の例による。

第五條 施行日前から引き続き県吏員職員であつて次の各号の一に該当するものについて改正後の県吏員職員退職給付支給条例第四十一条第一項及び第二項の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職給与金の額の計算上同条第二項第二号に掲げる金額の控除を受けないことを希望する旨を知事に申し出たときは、同条第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職給与金については、同条第四項の規定を適用する。

- 一 明治四十四年四月一日以前に生まれた者
- 二 施行日から三年以内に退職する男子
- 三 施行日から五年以内に退職する女子

第六條 改正後の県吏員職員退職給付支給条例第四十一条ノ二、第四十一条ノ三又は第五十二条ノ二の規定の適用については、これらの規定に規定する退職給与金には、施行日前の退職にかかる退職給与金（次項の規定により同条例第四十一条第二項の退職給与金とみなされるものを除く。）を含まないものとする。

2 附則第二条ただし書に規定する者については、その者が支給を受けた同条ただし書の退職に係る退職給与金を改正後の県吏員職員退職給付支給条例第四十一条第二項の退職給与金とみなして、同条例第四十一条ノ二、第四十一条ノ三又は第五十二条ノ二の規定を適用する。この場合において、同条例第四十一条ノ二第二項中「前に退職した日」とあり、又は同条例第五十二条ノ二第二項中「退職した日」とあるのは「控除相当額を知事に返還した日」とする。

第七條 通算年金に関する政令第四条に規定する者で施行日前に一時恩給の支給を受けたものについては、改正後の県吏員職員退職給付支給条例第六十五条中「一時恩給ノ支給ヲ受ケタ後」とあるのは「施行日以後」として同条の規定を適用する。

●三重県条例第二十三号

三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 寛

三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の

基礎となるべき在職期間と職員、退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例等の一部を改正する条例

第一条 三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員、退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和三十三年三重県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、前条の場合において、恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」という。）附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項第三号の規定により普通恩給の基礎となるべき在職年の計算上加えられるべき期間を加えることなく十七年に達するとき又は当該加えられるべき期間を加えることにより十七年をこえることとなるときにおける当該加えられるべき期間又は当該こえる期間及び同法附則第二十四条第四項の規定により恩給の基礎在職年の計算上算入されるべき加算年、職員としての在職期間に通算しないものとする。

第九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、法律第百五十五号附則第二十四条の五第一項の規定による普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であつた者で職員となつたものが退職した場合においては、この限りでない。

第九条第二項に次の後段を加える。

この場合において、退職年金の年額が当該年額の算定の基礎となつた在職期間の年数から当該普通恩給の年額の算定の基礎となつている在職期間の年数を控除した年数一年につき退職年金の基礎となるべき給料年額の百五十分の一に相当する額より少ないときは、当該額をもつて退職年金の年額とする。

第九条第三項を次のように改める。

3 第四条の規定により、他の都道府県の退職年金権又は市町村の退職年金権を有し普通恩給権を有しない者に退職年金を支給する場合において、退職年金の年額が、当該他の都道府県の退職年金又は当該市町村の退職年金の年額に退職年金の年額の算定の基礎となつた在職期間の年数から当該他の都道府県の退職年金又は当該市町村の退職年金の年額の算定の基礎となつた在職期間の年数を控除した年数一年につき退職年金の基礎となるべき給料年額の百五十分の一に相当する額を加算した額より少ないときは、当該額をもつて退職年金の年額とする。

第九条に次の一項を加える。

4 前条の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の五第一項の規定によ

る普通恩給権を有する公務員、他の都道府県の職員又は市町村の教育職員であつた者で職員となつたものが退職した場合において、当該公務員としての在職期間（普通恩給の基礎となつた在職期間を除く。）又は当該他の都道府県の職員若しくは市町村の教育職員としての在職期間に対して、一時恩給、他の都道府県の退職一時金又は市町村の退職一時金を受けた者に退職年金を支給するときについて準用する。

第二条 三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員、退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十三年三重県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第五条の次に次の一条を加える。

（適用日前に普通恩給権等を有していた者の在職期間の通算に関する特例）

第五条の二 この条例の規定により市町村の教育職員としての在職期間を通算されるべき職員で適用日前に普通恩給権又は他の都道府県の退職年金権を有することとなつたものについては、その者が適用日前において最短一時金年限以上の当該市町村以外の市町村の教育職員としての在職期間を有していても、改正後の第四条の規定にかかわらず、当該在職期間を職員としての在職期間に通算しない。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年十月一日から適用する。

（適用区分）

第二条 この条例による改正後の三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員、退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（以下「通算条例」という。）第九条第二項及び第三項の規定は、昭和三十六年十月一日以後職員を退職した者又は職員として在職中死亡した者について、この条例による改正後の三重県恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員、退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例附則第五条の二の規定は、この条例の施行の日以後職員を退職した者又は職員として在職中死亡した者について適用する。

（旧日本医療団職員期間等の算入に伴う経過措置）

第三条 この条例による改正前の通算条例の規定により、公務員としての在職期間を通算されるべき者のうち、昭和三十一年九月一日からこの条例の施行

の日の前日までの間に退職した職員で、その者の公務員としての在職期間の計算につき法律第百五十五号附則第四十一条第一項又は第四十二条第一項及び改正後の通算条例第五条第一項の規定を適用することによつてその者の在職期間が十七年に達することとなるもの又はその遺族については、昭和三十六年十月から退職年金又は遺族年金を支給し、同年九月三十日において現に同法附則第四十一条第一項又は第四十二条第二項及び改正後の通算条例第五条第一項の規定の適用を受けることなくして計算された公務員としての在職期間を基礎とする退職年金又は遺族年金の支給を受けているものについては、同年十月分からこれらの規定を適用してその年額を改定する。

2 前項の規定は、法律第百五十五号附則第二十四条の四第二項各号に掲げる者に相当する者については、適用しない。

3 第一項の規定により新たに退職年金又は遺族年金の支給を受けることとなる者が、職員に係る一時恩給、退職一時金又は遺族一時金を受けた者である場合においては、当該退職年金又は遺族年金の年額は、退職年金については当該一時恩給、退職一時金又は遺族一時金（その者が二以上のこれらのものを受けた者であるときは、その合算額とし、既に国庫又は都道府県若しくは市町村に返還されたものは、控除するものとする。）の十五分の一に相当する額を、遺族年金についてはこれらの額の三十分の一に相当する額をそれぞれその年額から控除した額とする。

●三重県条例第二十四号

三重県営造物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日、

三重県知事 田 中 寛

三重県営造物条例の一部を改正する条例

三重県営造物条例（昭和三十四年三重県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 衛生関係営造物の項中

三重県立高等看護学院	津市	県の区域	
------------	----	------	--

を

三重県立高等看護学院	津市	県の区域	
三重県立志摩看護学院	阿児町	県の区域	

に改め、

同表 労働関係営造物の項中

三重県大阪通勤寮	八尾市	県の区域	
----------	-----	------	--

を

三重県大阪通勤寮	八尾市	県の区域	
三重県労働会館	津市	県の区域	

に改め、

同表 農林関係営造物の項中

三重県種畜場	傅野町	県の区域	
--------	-----	------	--

を

三重県畜産試験場	傅野町	県の区域	
----------	-----	------	--

に改め、

三重県農業経営研修所	鈴鹿市	県の区域	園芸分場（上野市）を置く。
------------	-----	------	---------------

を

三重県農業経営研修所	鈴鹿市	県の区域	
------------	-----	------	--

に改める。

別表第二 教育文化関係営造物の項中

三重県立四日市工業高等学校	四日市市		
---------------	------	--	--

を

三重県立四日市工業高等学校	四日市市		
三重県立四日市南工業高等学校	四日市市		

に改め、

三重県立木本高等学校	熊野市		
------------	-----	--	--

を

三重県立大本高等学校	熊野市	
三重県立紀南高等学校	南牟婁郡 御浜町	

に改め、

三重県立豊学校	津市	
---------	----	--

を

三重県立豊学校	津市	
三重県立豊学校	津市	
三重県文化会館	津市	

に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

ただし、三重県労働会館及び三重県文化会館の設置に関する部分は、規則で定める日から施行する。

2 三重県家畜保健衛生所及び三重県種畜場手数料徴収条例（昭和三十年三重県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

条例中「三重県種畜場」を「三重県畜産試験場」に改める。

●三重県条例第二十五号

三重県衛生研究所手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 寛

三重県衛生研究所手数料条例の一部を改正する条例

三重県衛生研究所手数料条例（昭和二十八年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表 六 水及び水質検査料の項中第五号の次に次の一号を加える。

イ 遊泳場水質試験		
イ 理化学的試験	一件につき	一五〇円
ロ 細菌学的試験	〃	一〇〇円

別表 八 診療関係検査料の項中第四号を次のように改める。

四 血液型検査		
イ 一般の場合	一件につき	四〇円
ロ 一〇名以上集団の場合	〃	一七〇円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●三重県条例第二十六号

三重県結核診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 寛

三重県結核診査協議会条例の一部を改正する条例

三重県結核診査協議会条例（昭和三十三年三重県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「出席委員二人の賛成があるときは否決することはできない。」を「出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●三重県条例第二十七号

三重県立大学医学部附属病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 寛

三重県立大学医学部附属病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

三重県立大学医学部附属病院使用料及び手数料条例（昭和三十三年三重県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の表中

一 等	B	一 日	七〇円
一 等	C	一 日	六〇円
一 等	D	一 日	四〇円

を

一 等	B	一 日	五〇円
-----	---	-----	-----

に改め、同条第四項の表を次のように改める。

区 分	種 類	単 位	金 額
文 書 料	死 体 検 査 書	一通	一五〇円
	死 亡 診 断 書	一通	一五〇円
	死 産 証 明 書	一通	一五〇円
	診 断 書	一通	一〇〇円
	書 明	簡単なもの	五〇円
		複雑なもの	一五〇円
		生命保険証明書	二〇〇円
消毒料	検 具 一 流	一回	四〇〇円
	ケツアル (以径四五個)	一回	一五〇円
処置料	死 体 検 査	一回	二〇〇円
分娩料		一件	一、二〇〇円以上 一、〇〇〇円以下で知事の定める額

第三条第四項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●三重県条例第二十八号

三重県部落対策委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 覚

三重県部落対策委員会条例の一部を改正する条例

三重県部落対策委員会条例（昭和二十九年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

この条例中「部落対策委員会」を「同和対策委員会」、「部落問題」を「同和問題」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

●三重県条例第二十九号

三重県農林漁業基本対策審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布

する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 覚

三重県農林漁業基本対策審議会設置条例の一部を改正する条例

三重県農林漁業基本対策審議会設置条例（昭和三十六年三重県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農林水産試験研究及び普及事業に関する専門事項を処理するため、」を「特定の専門事項を処理するため、」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の条例第三条第二項の規定に基づき、同条第三項の規定により委嘱された専門委員は、改正後の条例第三条第二項の規定に基づき、同条第三項の規定により委嘱された委員とみなす。

●三重県条例第三十号

三重県文化会館使用料条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 覚

三重県文化会館使用料条例

（目的）

第一条 この条例は、三重県文化会館（以下「会館」という。）を使用する者に対する使用料の徴収について必要な事項を定めることを目的とする。

（使用料）

第二条 使用料の額は、別表に定めるところによる。

（徴収の方法及び時期）

第三条 前条に規定する使用料は、規則で定める方法により徴収する。

2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特に必要であると認めたときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が使用者の責に帰さない理由により、会館を使用することができなくなったとき、その他特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第四条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別 表

(1) ホール会議室等の使用料

区 分		使 用 料 の 額						
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで	円
ホ ー ル	料金を徴収しないで 入場させる場合	平 日	6,000	10,000	12,000	15,000	20,000	26,000
		土曜日、日曜 日及び祝日	7,000	15,000	18,000	20,000	30,000	37,000
		平 日	9,000	15,000	18,000	22,500	30,000	39,000
		土曜日、日曜 日及び祝日	10,500	22,500	27,000	30,000	45,000	55,500
		平 日	10,800	18,000	21,600	27,000	36,000	46,800
		土曜日、日曜 日及び祝日	12,600	27,000	32,400	36,000	54,000	66,600
	料金を徴収し、入場 させる場合	平 日	500	600	800	1,000	1,200	1,500
		土曜日、日曜 日及び祝日	600	800	1,000	1,200	1,600	2,000
		平 日	400	500	700	800	1,000	1,200
		土曜日、日曜 日及び祝日	500	700	800	1,000	1,300	1,600
		平 日	1,500	2,000	2,500	2,800	3,600	4,500
		土曜日、日曜 日及び祝日	1,800	2,400	3,000	3,400	4,300	5,400

注 営業の宣伝その他これに類する目的をもつて行なわれる催物については、料金を徴収しないで入場させる場合であつても、使用料金は、「料金1人当りの最高額が200円以上の場合」の規定料金を徴収する。

(2) 設備、器具使用料

区 分	設 備 器 具 名	単 位	使用料 の 額	備 考
舞 台 設 備	所作台	1 式	2,000	
	山 台	1 脚	30	
	屏 風	1 双	300	
	講演台	1 台	250	花台つき。
	指揮台	1 台	100	指揮者用譜面台つき。
	譜面台	1 台	30	
	折たたみ椅子	1 脚	10	
	緋毛せん	1 枚	100	
	座ぶとん	1 枚	100	
	オーケストラピット	1 式	3,000	装置を含まない。
	松羽目幕	1 式	200	
	吊 花	1 個	100	
音 響 装 置	雪 籠	1 個	100	
	拡声装置	2回路	300	
	マイクロホン	1 本	100	
	エレベーターマイクロホン	1 台	200	
	ワイヤレスマイクロホン	1回路	500	
	レコードプレーヤー	1台	200	
	テープレコーダー	1台	200	
映 写 設 備	反 響 板	1 式	2,000	
	35ミリ映写機	1 式	3,000	スクリーンつき。
	16ミリ映写機	1 式	1,000	スクリーンつき。

区分	設備器具名	単	位	使用料 額の	備考	
照 明 設 備	A セ ッ ト	フットライト	1	列	2,500 円 ゼラチンペーパー を含まない。	
		ボーダーライト	3	列		
		ホリゾンライト	1	列		
		サスペンションライト	1	列		
		サイドスポットライト	12	灯		
	B セ ッ ト	フットライト	1	列	3,500 円 ゼラチンペーパー を含まない。	
		ボーダーライト	3	列		
		ホリゾンライト	1	列		
		サスペンションライト	1	列		
		サイドスポットライト	14	灯		
	C セ ッ ト	フットライト	1	列	5,000 円 ゼラチンペーパー を含まない。	
		ボーダーライト	3	列		
		ホリゾンライト	1	列		
		サスペンションライト	1	列		
		サイドスポットライト	14	灯		
		シーリングスポットライト	8	灯		
		アークスポットライト	2	台		
		ストリップライト	4	台		
		スタンドスポットライト	4	台		
		ストリップライト 大	1	台	100	
		〃 小	1	台	50	
ランプスポットライト		500W	1台	100		
〃		1KW	1台	200		
グランドライト		500W	1台	100		
〃	1KW	1台	200			

区分	設備器具名	単 位	使用料 の 額	備 考
照 明 設 備	アークスポットライト	AC用 1台	400	ゼラチンペーパー を含まない。
	"	DC用 1台	500	
	脇花道用フットライト	1 台	100	
	ローアホリゾントライト	1 台	150	
	効 果 器	1 台	300	
	タ ワ ー	1 台	100	
	電 気 受 口	10Aにつき	100	
楽 器	ピ ア ノ A	1 台	5,000	グランドウエイ 調律を含まない。 国産フルコンサート アップライト
	" B	1 台	3,000	
	" C	1 台	500	
	ド ラ	1 台	100	
展 示 室	展示用パネル	1 台	30	
	ステレオ電蓄	1 式	200	
	暗 幕	1 式	200	
そ の 他	モギリ台	1 台	100	
	折たたみ椅子	1 脚	10	
	浴 室	1 式	300	
	シャワー室	1 式	300	

注 使用料の額は、午前、午後、夜間の各区分ごとの使用料の額とする。ただし、「展示用パネル」については、1日当りの使用料の額とする。

●三重県条例第三十一号

三重県労働会館使用料条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三 重 県 知 事 田 中 覺

三重県労働会館使用料条例

(五) 的

第二條 この条例は、三重県労働会館を使用する者に対する使用料の徴収につ

いて定めることを目的とする。

(使用料の額)

第二条 使用料の額は、別表に定めるところによる。

(徴収の時期及び方法)

第三条 前条に規定する使用料は、使用開始の際規則で定める方法により徴収する。

2 徴収した使用料は、還付しない。

(委任規定)

第四条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別 表

室 名	区 分	午前九時から 午後五時三十分まで	午後一時から 午後五時三十分まで	午後五時三十分 から午後九時
		分	分	分
講 堂	労働組合	一、二〇〇円	一、三〇〇円	一、七〇〇円
	労働組合 以外の者	一、八〇〇円	一、〇〇〇円	一、六〇〇円
第一会議室	労働組合	四〇〇円	四五〇円	六〇〇円
	労働組合 以外の者	六〇〇円	七〇〇円	九〇〇円
第二会議室	労働組合	二〇〇円	一五〇円	三五〇円
	労働組合 以外の者	三〇〇円	四〇〇円	五五〇円
第三会議室	労働組合	一五〇円	一五〇円	二〇〇円
	労働組合 以外の者	二〇〇円	二〇〇円	二五〇円
和室 入帖 (間床付)	労働組合	二〇〇円	二〇〇円	二五〇円
	労働組合 以外の者	三〇〇円	三〇〇円	四五〇円
和室 入 帖	労働組合	一五〇円	一五〇円	二〇〇円
	労働組合 以外の者	二〇〇円	二〇〇円	二五〇円
和室 六 帖	労働組合	一〇〇円	一〇〇円	一五〇円
	労働組合 以外の者	一五〇円	一五〇円	二〇〇円
宿 泊	労働組合 の組合員	一人につき 一泊 一〇〇円		
	労働組合 以外の者	一人につき 一泊 三〇〇円		

備 考

1 労働組合とは、労働法に規定する労働者が組織する団体又はその連

合会及びこれらに準ずるものをいう。

2 組合員とは、第一号の労働組合を構成する者をいう。

3 使用時間超過の場合は、一時間につき申込室料の三割を増額する。

ただし、一時間未満の場合は一時間として計算する。

4 宿泊時間は、午後五時から午前九時までとする。

●三重県条例第三十二号

三重県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

昭和三十七年四月一日

三重県知事 田 中 覚

三重県スポーツ振興審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四十二号)第十八条の規定により設置せられる三重県スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十五人以内で組織する。

2 審議会に特別の事項を調査審議するために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

3 前項の専門委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期)

第三条 審議会の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

3 専門委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある専門委員の総数の半数以上が

第二条 病理組織の検査を依頼しようとする者は、病理組織検査依頼申込書（第一号様式）に病的材料病理組織検査依頼書（第二号様式）、検査材料及び検査手数料を添えて、三重県立大学に提出しなければならない。

（報告書）

第三条 県立大学は、検査終了後すみやかに病的材料検査報告書（第三号様式）を依頼者に送付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式

受 付 日	年 月 日
受付番号	第 号

病理組織検査依頼申込書

第 号

年 月 日

三重県立大学長 殿

所在地

病院名

医師名

印

別紙病的材料病理組織検査依頼書の検査材料につき所定検査料金 円を添え、検査を依頼します。

第2号様式

病的材料病理組織検査依頼書

年 月 日

患者氏名	男 女	才 職業	住所
臨床診断			
検査材料臓器組織	図解（腫瘍等はなるべく図解にてお示し下さい。）		
採取部位			
固 定 法	10%フォルマリン アルコール		
検査目的			
梅毒反応	ツ 反 応	熱	
月 経			
臨床経過 所見摘要			
特に検査を希望する事項			
依 頼 者	住 所		
	病院名	医 師	
残有材料返却 要 不要 組織標本送付 要 不要			
※組織学的診断			

※記入しないこと。

●なるべく詳細に御記入願います。

●再検の場合には前回の受付番号と年月日を御記入下さい。

※受付番号

受付 月 日

第3号様式

病の材料検査報告書

昭和 年 月 日

三重県立大学長 印

病(医)院 科 殿

番号: 患者氏名: 殿 男 女 年令 才 職業

臨床診断

病理診断

所見大要

検査者

係

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 210円
6箇月 1,250円
1箇年 2,500円

昭和37年4月1日印刷発行

津市栄町1丁目(電代6,111)

三重県庁

印刷 三重県印刷所